



議案第九十六号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年十二月二十三日

三朝町長 松村 衛 成

昭和五拾年拾月廿四日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「五千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に、「三千五百円」を「四千円」に改める。

第十条の二第一項第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同条第二項第一号中「一万円」を「一万千円」に、「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「三千円」に改める。

第十一条第二項第一号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項第二号中「千三百円」を「千六百円」に、「二千三百円」を「二千八百円」に、「二千五百円」を「三千百円」に、「三千六百円」を「四千二百円」に改め、同項第三号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

別表第三 行政職給料表(第三条関係)

| 職務の等級 号給 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 給料月額 円 | 給料月額 円 | 給料月額 円 | 給料月額 円 | 給料月額 円 |
| 1 | — | — | 87,700 | 77,300 | — |
| 2 | 127,300 | 106,600 | 92,100 | 80,500 | 64,200 |
| 3 | 132,700 | 111,400 | 96,600 | 83,900 | 66,000 |
| 4 | 138,200 | 116,200 | 101,100 | 87,700 | 67,800 |
| 5 | 143,700 | 121,100 | 105,600 | 91,500 | 69,700 |
| 6 | 149,200 | 126,100 | 110,100 | 95,100 | 72,100 |
| 7 | 155,000 | 131,100 | 114,500 | 98,700 | 74,600 |
| 8 | 160,800 | 136,100 | 118,900 | 102,200 | 77,300 |
| 9 | 166,800 | 141,100 | 122,800 | 105,300 | 79,400 |
| 10 | 172,800 | 146,200 | 126,600 | 108,400 | 81,400 |
| 11 | 178,800 | 151,300 | 130,500 | 111,200 | 83,400 |
| 12 | 184,800 | 156,400 | 134,400 | 114,000 | 85,400 |
| 13 | 190,700 | 161,400 | 138,300 | 116,800 | 87,400 |
| 14 | 196,600 | 166,400 | 141,700 | 119,100 | 89,400 |
| 15 | 202,300 | 170,900 | 145,000 | 121,400 | 91,300 |
| 16 | 208,000 | 175,100 | 148,200 | 123,700 | 93,200 |
| 17 | 212,500 | 179,300 | 151,400 | 126,000 | 94,600 |
| 18 | 217,000 | 182,300 | 154,100 | 128,100 | |
| 19 | 220,200 | 185,200 | 156,800 | 129,900 | |
| 20 | 223,400 | 188,100 | 158,800 | | |
| 21 | | 190,300 | | | |
| 22 | | 192,500 | | | |

別表第三を次のように改める。

別表第四 医療職給料表（第三条関係）

| 職務の 等級 号 給 | 1 等級 | 2 等級 |
|------------------|---------|---------|
| | 給料月額 | 給料月額 |
| 1 | 170.000 | — |
| 2 | 177.500 | 148.000 |
| 3 | 185.000 | 155.200 |
| 4 | 192.600 | 162.600 |
| 5 | 200.200 | 170.000 |
| 6 | 207.800 | 177.400 |
| 7 | 215.400 | 184.800 |
| 8 | 223.000 | 192.300 |
| 9 | 230.600 | 199.800 |
| 10 | 238.200 | 207.300 |
| 11 | 245.800 | 214.800 |
| 12 | 252.700 | 221.200 |
| 13 | 259.600 | 227.600 |
| 14 | 266.500 | 233.600 |
| 15 | 273.400 | 239.600 |
| 16 | 280.200 | 245.600 |
| 17 | 286.700 | 251.600 |
| 18 | 293.200 | 257.600 |
| 19 | 299.700 | 263.600 |
| 20 | 305.300 | 268.600 |
| 21 | 310.900 | 273.600 |
| 22 | 314.800 | 278.300 |
| 23 | 318.700 | 281.600 |
| 24 | | 284.900 |

別表第四を次のように改める。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
（最高号給等の切替え等）

2 昭和五十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若

しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第十條の二の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第十條の二の規定による住居手当を支給されないうこととなる期間又は同條の規定による住居手当の額が改正前の条例第十條の二の規定

による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第十条の二の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続きの期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員はこの条例の施行の日から昭和五十一年三月三十一日（同日前に町規則で定める事由が生じた職員にあつては、町規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第十条の二又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。